

業務指示書

スリランカ国海上保安能力向上計画準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年10月29日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 小菅 恵理子 Kosuge.Eriko@jica.go.jp

質問に対する回答： 2014年11月4日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：船舶建造に係る各種調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/建造計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：建造計画に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：スリランカ 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 運航計画】

- 1) 類似業務の経験：運航計画に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：スリランカ 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年11月7日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(LKR1 = 0.843 円, US\$1 = 109.45 円, EUR1 = 138.85 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/建造計画
運航計画

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

6.71 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年11月21日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・ 契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・ 以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点*
- ⑤ 価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・ 基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
スリランカ国海上保安能力向上計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	10.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	3.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配属（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/建造計画	(40.00)	()
ア) 類似業務の経験	16.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	
オ) その他学位、資格等	6.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 運航計画	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

スリランカはインド洋上の島国であり、マラッカ海峡を經由して中東地域を結ぶ我が国にとっても重要なシーレーン上に位置している。国土面積は6.5万km²と北海道の約8割ほどであるが、1,340kmに及ぶ海岸線と2.1万km²の領海、51.7万km²の排他的経済水域を有しており、海運、漁業、観光等の海洋に関連する産業がGDPの概ね5割を占める。このため、船舶航行の安全確保、海賊・越境犯罪対策、海洋環境・資源の保全といった観点から、海上保安の維持・向上がスリランカ政府の重要な課題となっている。

こうした背景のもと、スリランカ沿岸警備庁（Sri Lanka Coast Guard：SLCG）は沿岸警備や捜索・救助活動の強化等を目標に掲げ、能力向上に取り組んでおり、今般、我が国に対して巡視艇2隻の整備に係る無償資金協力を要請した。

国家安全保障戦略（2013年12月閣議決定）では、ODAのさらなる戦略的活用や、「開かれ安定した海洋」の維持発展に向けたシーレーン沿岸諸国の海上保安能力向上が掲げられ、日本―スリランカ共同声明（2013年3月）で、日本政府による海上保安能力強化への支援が表明されている。また、平成26年度外務省国際協力重点方針では、南アジア地域向け支援の重点課題として「海上の安全確保に向けた支援」が掲げられている。

我が国にとっても、スリランカは我が国の重要なシーレーン上に位置し、またソマリア沖海賊対策のために派遣する海上自衛艦の補給が行われており、同国の海上保安能力の強化は、我が国の国家安全保障上の観点、またテロなどの個人の尊厳、生命、生活に対する脅威への対応といった人道上のニーズからも我が国政策と合致していると考えられる。これらを踏まえ、本業務は、先方の事業計画を確認したうえで、巡視艇供与に係る無償資金協力の実施の妥当性を確認したうえで適切な概略設計を行い、概略事業費を積算することを目的とする。

2. プロジェクトの概要

（1）プロジェクト目標

スリランカ沿岸部における海上保安能力が強化され、もって海難救助及び海上犯罪の予防・鎮圧に向けた法執行能力が向上すると共に、船舶からの油等の流出事故の予防、海洋環境・資源の保全に係る能力が向上する。

（2）期待される成果

SLCGに巡視艇が整備される。

（3）プロジェクトの概要（要請の内容）

【機材】

巡視艇の整備（27m級、2隻）

【ソフトコンポーネント】

巡視艇運用・維持管理に係る技術指導

（4）対象地域

スリランカ国西部沿岸（デコウイタ）及び南部沿岸（ミリッサ）

(5) 関係官庁・機関

【監督省庁】

国防・都市開発省（MDUD：Ministry of Defence and Urban Development）

【実施機関】

スリランカ沿岸警備庁（SLCG：Sri Lanka Coast Guard）

(6) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動

- ・個別専門家「海上防災及び海洋環境保護能力強化アドバイザー」（2015年1月開始予定）

3. 業務の目的

プロジェクトの背景、目的および内容を把握し、プロジェクト実施に対する我が国支援の位置付け、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費の積算を行うとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本調査は、スリランカ国から要請のあった「海上保安能力向上計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 現地調査の実施方法

本調査においては、①概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査の2回の現地調査を予定している。

それぞれの現地調査に際しては、JICAから調査団員を参加させることを想定している。

(2) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で日本側関係者が出席する会議を開催し、内容を確認することとする。

1) 現地調査派遣前

調査方針、調査計画等を協議、確認する。

2) 現地調査帰国後

現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にて説明する。また、帰国後30日以内を目途に設計・積算方針会議を開催し、設計・積算の方向性を確認する。

3) 報告書案説明調査派遣前

準備調査報告書（案）に基づき、計画内容を確認する。

4) 報告書案説明調査派遣後

必要に応じて帰国報告会を開催し、スリランカ側と合意した内容に基づき、計画内容を報告する。

(3) 巡視艇の供与条件及び運用状況モニタリング体制の確認、防衛装備移転三原則に係る対応等

監督省庁の国防・都市開発省からは、我が国が供与する巡視艇が軍事目的に使用されることはない旨を外交ルートによる書面にて確認済みである。本業務においては、事前に日本政府関係機関と十分に調整したうえで、第三者への移転や軍事目的で使用されることのない旨の供与条件、供与後の運用状況のモニタリング体制の構築についてスリランカ側に確認する必要がある。また、概略設計説明調査後は、本プロジェクトの政府承認に向けて我が国政府による防衛装備移転三原則に基づいた関係機関との調整が行われる。これらスリランカ政府や日本政府関係機関との各種調整は JICA が主体的に対応するが、コンサルタントはその側面支援及び調整に必要な技術的資料作成等の業務が付随的に発生すること、これらの調整状況によっては業務のスケジュールが変更となる可能性があることなどに留意すること。なお、これら側面支援業務に関しては 0.4~0.5M/M 程度と想定している。

(4) 船舶規模、建造隻数

巡視艇に関し、要請内容は全長 27m クラスの巡視艇 2 隻であるが、本調査を通じて SLCG の船舶整備計画（他ドナー支援を含む）、船舶運用計画等を勘案した上で、必要な規模、建造隻数の妥当性を検証する。

(5) 巡視艇に搭載する機器の選定

巡視艇に搭載される機器の選定に当たっては、その必要性・妥当性を、スリランカ国側の将来運航計画、既存の通信システムとの互換性、部品の調達事情などを考慮のうえ、必要不可欠な機器を選定し、その仕様となるよう留意すること。

(6) 実施機関等の維持管理体制・技術レベルを踏まえた計画策定

実施機関の維持管理体制、予算、技術力、外部修理施設の技術力・体制等を確認のうえ、実施機関による維持管理の難易度等を十分に考慮して計画に反映させる。SLCG は 1998 年に漁業水産資源省傘下で発足し、2009 年に国防・都市開発省傘下に再編された組織である。国防・都市開発省からの予算配分など含め、SLCG の運営維持管理体制について十分に確認したうえで、レベルにあった計画となるよう留意すること。

(7) 係留施設

本プロジェクトで整備される巡視艇に必要となる係留施設はスリランカ側が保有する既存施設を利用する予定である。浮棧橋や防舷材などの簡易な係留施設の新設や補修などが必要となる場合にも先方負担事項とすることが基本方針だが、仮に相当規模の施設整備が必要となった場合、その整備を日本側負担とすることの妥当性及び必要な団員配置に係る契約変更などは別途協議する。

(8) 海上保安庁との協力

本業務の実施にあたっては、海上保安庁から以下の技術的監修を仰ぐ予定である。巡視艇の設計及び建造は、我が国では海上保安庁の船艇以外に実績がないため、本事業に係る概略設計においては、海上保安庁から技術的な支援を適宜受けながら実施する。

- ・ SLCG の海上保安活動の現況及び今後の活動計画に係る確認及び助言
- ・ SLCG が保有する巡視艇の維持管理状況の確認及び助言
- ・ 上記を踏まえて SLCG に新たに配備する必要のある巡視艇の規模、隻数などに係る助言
- ・ 巡視艇の設計（船体、艀装、機関など）及び建造に係る技術的助言

(9) ジェンダーへの配慮

SLCG のジェンダー構成を把握し、要すれば設計に反映させること。

6. 業務の内容

(1) インセプション・レポート、質問票の作成

要請書及び関連資料の解析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握するとともに、調査全体の方針、方法及び作業計画、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。また、JICA からの指示に基づき防衛装備移転三原則などに関連した情報収集を行う。

上記を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

JICA が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(3) プロジェクトの背景・経緯等の確認

- 1) 具体的な要請経緯、内容、目的、仕様等を確認する。
- 2) スリランカ国の国家開発計画等における本計画の位置付け及び本計画の意義を確認する。
- 3) スリランカ国における社会経済状況、実施機関の果たす役割、周辺海域での海上犯罪発生状況等を、既存資料のレビューを中心に調査した上で、巡視艇整備の必要性、妥当性、緊急性を確認する。

(4) 海上保安活動・船舶整備状況調査

- 1) 海上犯罪取締り活動、巡視艇の運用指令等海上保安活動の実態調査を行い、海上保安活動実施における課題を確認・整理する。
- 2) SLCG における最新の船舶整備計画（他ドナー支援を含む）等を確認するとともに、巡視艇の将来の運用計画を確認する。
- 3) 将来の運用計画、巡視艇の配備が計画されている基地・海域等における、巡視艇の運用体制、施設・設備、人員配置等の現状及び将来計画を確認する。

(5) 他ドナー支援状況調査

海上保安分野における他ドナーや国際機関の協力実績及び予定を確認し、本事業との関連及び重複の有無等を確認する。なお、巡視艇の整備を予定している他ドナー等の支援については、その内容を詳細に調査し、基本仕様や支援スケジュール、係留施設、要員確保等を確認する。

(6) サイト状況調査

- 1) 本プロジェクトで整備する巡視艇は西部のデコウィタと南部のミリッサに配備する計画となっているが、係留施設、ISPSコード（船舶保安国際コード）に基いた港湾施設の保安状況などを確認のうえ、巡視艇の配備基地としての妥当性を検証する。必要とあれば施設の建設や改修を申し入れる。
- 2) スリランカ沿岸域における海象条件等について、既存資料を基に確認し、船舶の仕様に反映させる。

y

(7) 維持管理体制調査

- 1) 海上保安活動に係る実施体制（予算、組織、人員、技術力等）を確認する。
- 2) 船艇の維持管理予算（船艇修繕費）について、監督省庁の国防・都市開発省からの予算配分、SLCGの予算実績と将来計画を確認し、SLCGの維持管理能力を確認する。
- 3) 効率的な維持管理を行うため「予防的保守体制: Preventive Maintenance Policy (PMP)」等の長寿命化計画を検討し、同計画に基づく予備品調達の検討を行う。
- 4) 大規模な維持管理に関しては外部修理施設のコロンボ・ドックヤードで行われるため、過去のSLCGから同ヤードに依頼した維持管理実績を収集・分析し、同ヤードの技術力や実施体制について十分に確認する。

(8) 船舶計画調査

- 1) 要請は全長27mクラス、隻数は2隻であるが、海上保安活動に求められる能力（活動する海域及び内容等）や海象条件を確認するとともに、SLCG所有の巡視艇の能力、数量を確認し、同活動に対して本計画で整備される巡視艇に求められる役割、能力、機能を検討し、本要請の妥当性を検証する。
- 2) 上記1)で検討した巡視艇仕様の案に基づいて、SLCGの要望を詳細に確認する。

(9) 技術支援の必要性検討

本事業で整備される巡視艇の運用・維持管理に関する技術的支援について、先方の要望を確認した上で、無償資金協力の中で実施が可能と判断される協力の内容、実施時期・手法を検討する。ソフトコンポーネントの必要性が認められた場合には、ソフトコンポーネントの計画を作成する。

(10) プロジェクト内容の計画策定（船艇設計及び建造計画など）

JICAとの協議を踏まえ、プロジェクトの計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009

年3月)を参照して設計総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

- 1) 計画・設計の基本方針
- 2) 基本計画(巡視艇の基本仕様)
- 3) 概略設計図
- 4) 建造計画

なお、船艇設計(巡視艇の基本仕様及び概略設計図)及び建造計画については、それぞれ以下の点に留意して検討する。

【船艇設計】

- 1) 巡視艇に搭載される機器の選定に当たっては、その必要性・妥当性を、SLCGの将来運航計画を参照しつつ検証し、その仕様を検討する。また、SLCGの所有又は所有する予定としている通信機器との整合性を可能な限り確保する。
- 2) SLCGの技術レベルや運用・維持管理の難易度等を十分考慮し、設計に反映させる。
- 3) 巡視艇特有の仕様・装備については、JICAから指示があった場合、海上保安庁からの技術的監修等を受けることとする。
- 4) 必要に応じて、先方負担事項となる浮棧橋、防舷材等の簡易な係留施設に係る新設もしくは補修に係る提言を行う。

【建造計画】

- 1) 我が国造船会社の船台の空き状況を確認したうえで、適切な建造計画(調達・建造方針、建造上の留意点、調達監理計画、建造工程、輸送方法・工程等)を策定する。
- 2) 船舶輸出に際して必要な諸手続きを確認する。

(1.1) 巡視艇の供与条件及び運用状況モニタリング体制の確認

我が国が供与する巡視艇が第三者への移転や、軍事目的に使用されることはないことを改めて確認すると共に、それが巡視艇供与の条件であることを規定する。また、供与後の巡視艇の運用に関し、第三者への移転や軍事目的に使用されないようにモニタリング体制について十分な体制を構築すべく、その旨をスリランカ側と協議する。この業務に関し、スリランカ政府や日本国政府との主体的な調整はJICAが実施するが、コンサルタントは技術的な観点に基づいた側面支援を行う。

(1.2) 相手国側負担事項の概要

相手国側負担事項(銀行手数料の支払い等)及び無償資金協力として事業を実施する際のスリランカ政府の免税措置を整理する。

(1.3) 運用・維持管理計画の策定

整備される巡視艇の運用・維持管理計画を、現状の運用・維持管理体制 SLCGの所掌業務・組織構造・人員体制・財政予算状況、技術水準、これまでの運用・維持管理実績を確認の上で検討する。

(1.4) プロジェクトの概略事業費

プロジェクト及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事

業」の概略事業費、及びプロジェクトの維持管理費の概略事業費を積算する。

積算に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）を参照して積算総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、確認を取ることとする。なお、設計精度については、入札に対応できる精度を確保する。

（15）プロジェクト実施に当たっての留意事項

プロジェクトの円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

（16）プロジェクトの評価

プロジェクトの評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年を目途とした目標年の目標値を設定する。

（17）準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容について JICA と協議する。

（18）準備調査報告書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）をスリランカ政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概算事業費を含む）。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。また、報告書公開の可否、範囲について準備調査報告書（案）をもとに具体的に確認する。

（19）防衛装備移転三原則に係る対応の側面支援

準備調査報告書（案）の説明・協議後、本プロジェクトの政府承認に向けて我が国政府による防衛装備移転三原則に基づいた関係機関との調整が行われる。その過程で関連資料の作成などが必要となることが想定されるため、主体的な対応は JICA が実施するものの、コンサルタントはその側面支援を行う。現時点では詳細が未定なため、具体的な業務内容については JICA から追って指示する。なお、この段階での業務は、我が国政府による調整状況によってスケジュールの前倒しなど、変更となる可能性がある。

（20）準備調査報告書等の作成

スリランカ政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費（無償）積算内訳書
- 2) 概要資料
- 3) 準備調査報告書
- 4) デジタル画像写真集（5分程度のプロモーションビデオ含む）

※プロモーションビデオについては、ナレーション（英語）入りとし、概略設計

説明調査時にスリランカ側にドラフト版を見せることとする。参考例として他案件で作成したDVDを貸与する。

7. 成果品等

本業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。インセプション・レポートの説明時に、配布先及び部数等を確認する。(5)から(8)を成果品とする。

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 業務計画書 | : 和文 3 部 |
| (2) インセプション・レポート | : 英文 15 部 |
| (3) 現地調査結果概要 | : 和文 10 部 |
| (4) 準備調査報告書 (案) | : 和文 10 部
: 英文 15 部 |
| (5) 概略事業費 (無償) 積算内訳書 | : 和文 2 部 |
| (6) 概要資料 | : 和文 1 部及び CD-R 1 枚
(※完成予想図を含む。) |
| (7) 準備調査報告書 | : 和文 (製本版) 10 部及び CD-R 3 枚
(※完成予想図を含む。) |
| | : 英文 (製本版) 20 部及び CD-R 3 枚
: 和文 (簡易製本版) 2 部及び CD-R 1 枚 |
| (8) デジタル画像集 | : CD-R 2 枚 (デジタル画像 40 枚程度)
(※5 分程度のプロモーションビデオ含む) |

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条(改訂版)に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (5)については「協力準備調査設計・積算マニュアル(試行版)」の補完編を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン(2014年1月改定版)」を参照することとする。

注3) 準備調査報告書(和文:製本版)には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書(和文:簡易製本版)を作成する。なお、本事業では巡視艇設計・建造という特殊性に鑑み、報告書公開有無、範囲について相手側と事前に十分確認することが必要。

注4) 報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画（案）

2014年12月中旬より現地調査を行うことを想定する。2015年7月上旬に概略設計説明調査を行い、その後、我が国政府による防衛装備移転三原則に係る対応の側面支援を行い、2016年1月中旬までに概要資料、2016年3月中旬までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。なお、概略設計説明調査後の我が国政府による防衛装備移転三原則に係る対応以降の工程については、我が国政府による調整状況によってスケジュールの前倒しなど変更となる場合がある。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目安：約14.4 M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、以下に記載の格付けは目安であり、これを超える格付け提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括／建造計画（2号）
- 2) 船体設計
- 3) 運航計画（3号）
- 4) 艙装・電気通信設計
- 5) 機材・調達計画／積算

※総括／建造計画団員は巡視艇の維持管理を、運航計画団員は巡視艇の運航を考慮した機関設計も念頭において業務を実施する。

3. 貸与資料

- 1) 無償資金協力要請書
- 2) プロモーションビデオ参考例（DVD）

なお、貸与資料については、社会基盤・平和構築部運輸交通・情報通信グループ（03-5226-8147 担当：小柳）まで問合せ願います。

4. JICAからの参加団員の構成と現地調査行程（案）

(1) 第一回現地調査

- 1) 団員構成：総括、技術参与（海上保安庁）、計画管理
- 2) 調査行程：約9日間
- 3) 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本計画の内容を検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

(2) 第二回現地調査（報告書案説明）

- 1) 団員構成：総括、技術参与（海上保安庁）、計画管理

2) 調査行程：約8日間

3) 目的：準備調査報告書（案）について、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

5. 現地再委託

調査内容のうち、現地再委託を想定している項目はないが、現地再委託を行う必要がある場合は、プロポーザルにて明確な理由と共に提案すること。

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン（2012年4月版）」に則り、選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督・指示を行うこと。

プロポーザルには、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

6. 機材の調達

業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。

7. その他の留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、JICAは本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成要領」（2012年11月）の様式-2および様式-3を準用した表を添付する。

(2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は、総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

(3) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(4) 安全配慮事項

スリランカ国における業務実施に関し、在スリランカ日本国大使館、JICA事務所と連絡を密に行い、安全確保に最大限配慮すること。

以上